

平成 29 年 7 月 27 日

九州北部豪雨において被災された学生の皆さん

学生部長

九州北部豪雨において被災した学生への災害見舞金の支給について

本学では、地震や大雨等の災害により学生の世帯が被災した場合に、規定に基づき、災害見舞金を支給しています。

被災された学生で、下記の支給対象事項に該当する場合は、添付ファイルの「平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う経済支援申請書」及び関係証明書等を添えて、期間内に申請してください。

記

○支給対象

家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水した場合

○申請期間

平成 29 年 7 月 27 日～9 月 30 日

○提出物

- ①平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う経済支援申請書
- ②罹(被)災証明書
- ③その他の必要とする資料

○提出および問合せ先

学部生	:	学生課奨学金係	☎092-871-6631 内線 2654・2656
大学院生	:	大学院事務課	☎092-871-6631 内線 2912・2913
法科大学院生	:	法科大学院事務室	☎092-871-6631 内線 4811・4812

○審査・結果通知

申請資料をもとに規定に基づき審査し、決定次第、結果を FU ポータル等で通知します。

以 上